

一般社団法人ライフサポート学会組織規程

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人ライフサポート学会（以下「学会」という。）の組織は、この規程の定めるところによる。

第2章 組織及び職制

(組織)

第2条 学会に、別表1に掲げる企画及び運営等に必要とされる部会等を設置し、それぞれの部会を担当する部会長を理事の中から置く。

2 前項に規定された部会に、部会の業務を担当する担務理事を理事の中から置く。

3 第1項に規定された部会に、部会の業務を担当する担当委員を原則評議員の中から置く。

4 第1項に規定する部会の組織及び所掌業務等に係る規定については別に定める。

(職制)

第3条 部会長は、会長から命を受け、担当の業務を統括する。

2 担務理事は、部会長の命を受け、担当の業務を遂行する。

3 担当委員は、担務理事の命を受け、担当の業務を遂行する。

(任免)

第4条 会長は、部会長と担務理事を任免することができる。

2 担務理事は、担当委員を任免することができる。最終調整は、会長が行う。

(会長の任期)

第5条 会長の任期は2年とし、連続して再任されることはできない。ただし、会長が任期途中で理事の地位を失った時は会長の資格を失う。

(副会長の任期)

第6条 副会長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、副会長が任期途中で理事の地位を失った時は副会長の資格を失う。

(委員の任期)

第7条 部会長と担務理事の任期は、理事の任期に準じて2年とし、再任は妨げない。ただし、部会長または担務理事が任期途中で理事の地位を失った時は部会長または担務理事の資格を失う。

- 2 担当委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、担当委員が任期途中で正会員の地位を失った時は担当委員の資格を失う。

(本規程の変更)

第8条 本一般社団法人ライフサポート学会組織規程の変更については、理事会の審議を経て決定するものとする。

附 則

本規程は、平成30年2月26日に制定し、実施する。
本規程は、平成30年11月29日に改訂し、実施する。

別表 1

一般社団法人ライフサポート学会に設置される部会等を以下に定める。

企画部会、総務部会、編集部会、選奨部会、大会部会、国際交流部会、広報・教育啓発部会、研究部会

制定:平成30年2月26日
一部改訂:平成30年11月29日